

はしがき

わが国の地方自治体の政治や行政が、国の政治や行政と並んで、現代社会における国民・住民の日常的な社会・経済生活に対してきわめて重要な役割を果たしていることが認識され、地方自治法制の重要性が注目されるようになってきたのは1960年代半ば以降のことである。法律学においても、住民自治や団体自治を要素とする「地方自治の本旨」（憲法92条）の実現を目指した、地方自治の充実強化に向けた解釈論や立法論が展開されるようになった。また地方自治体の実務においても、地方自治を豊かにする新たな創意工夫がさまざまに実践されてきた。

とくに1990年代の半ば以降の地方自治の動向に着目すると、「国と地方の役割分担」を理論的基軸とする「地方分権改革」が推進され、地方自治体の事務・事業の民営化・民間開放・民間手法の導入が進められるなど、地方自治はかつてない流動的状況の下に置かれている。1999年には、いわゆる「地方分権一括法」が制定されたのに伴って地方自治法が大幅に改正され、機関委任事務制度の廃止や国の関与の縮減などを主内容とする「地方分権改革」が行われてきたが、それ以降も、「地方分権」の推進を掲げて、「基礎自治体の形成」論や都道府県の廃止を前提とした「道州制の導入」論などの自治体再編に向けた提言がなされ、実際に「平成の市町村大合併」が実施され、都道府県から市町村への権限移譲の取り組みもなされてきた。他方で、地方自治体の事務・事業の減量化・効率化のための手法として、公の施設の管理についての指定管理者制度の導入、PFI (Private Financial Initiative) の導入、地方公営企業などの地方独立行政法人化などにみられる「民間化（私化）」の制度改定も行われ、それに基づく具体的な取り組みが全国の地方自治体において推進されてきている。

こうした自治体再編や自治体行政の「民間化」を主内容とする近年の地方自治をめぐる諸改革は「この国のかたちのつくりかえ」を目指して行われており、したがって、その一環として行われてきている地方自治法そのほか地方自治関係法令の制定改廃は、地方自治体の存立理由や地方自治のあり方に大きな変容

を迫り、さまざまな法的諸問題を提起するところとなっている。これらの地方自治をめぐる改革動向やそこで提起されている基本的課題をどのように受け止め、どのように解釈・運用するかは、法律学にとって、いまや避けることのできない基本的課題となっている。

憲法第8章の定める地方自治の原則は、地方自治法をはじめとして、地方財政法、地方税法、地方公務員法その他の一般的または個別の関係法令のほか、地方自治体が独自に制定している条例・規則・要綱などによって具体化されているところであり、本書も、できるかぎり地方自治法制の全般について説明しようとして試みている。ただ、とくに地方自治法が地方自治法制の一般的・基本的枠組みをほぼ網羅的に定めているところから、本書においても、同法が叙述の中心となっている。そのうえで、本書は、前述のような問題関心から、このところ展開著しい地方自治制度改革の動向に注目して新たな章編成を行い、とくに第2章「地方自治制度改革論」および第3章「自治体とその周辺」を起し、簡潔な叙述を試みている。また、すべての章において、現代社会の地方自治をめぐるアクチュアルな論点・争点を取り上げることに心がけ、各執筆者の立場で法的論点のコメントを行う「コラム」欄の工夫も施した。

本書の前身は、1985年にその初版を出してから第3版まで版を重ねた室井力＝原野翹編の『現代地方自治法入門』、そして1999年のいわゆる地方分権一括法の制定に伴い地方自治法が大幅に改正されたのを機に2000年に改訂された『新現代地方自治法入門』（2003年に第2版が公刊）である。本書においても、前書におけると同様に、最新の学説・判例・行政実例に対する公正な配慮を払いつつ、上記のような地方自治制度改革の動向をめぐる問題整理を踏まえながら、憲法の価値基準を具体的な地方自治法制のすみずみまで浸透させることができるよう努力を傾注してきたつもりである。

このように、本書は、現代社会における地方自治をめぐる法的・制度的諸問題について日本国憲法の保障する「地方自治の本旨」に基づく地方自治の規範内容や地方自治の存立理由をより強く意識しつつ概説したしたものであって、第一義的には大学学部における地方自治法のテキストを念頭において企画・編集されたものではあるが、そのほか、法科大学院教育における参考書としても、さらには地方公務員や地方議会議員の日常業務・活動の指針として活用してい

ただくことも期待している。もちろん現代社会における地方自治の意義や役割に関心をもつ一般社会人にも、現代という時代を知り、その問題意識をはぐくむうえでの教養書として活用していただければ幸いである。

本書においては、執筆者全員で章編成や記述内容の議論や調整を行い、語句の統一・事項索引などは白藤と渡名喜が行ったが、本書の成立にあたっては、企画段階から公刊に至るまで、法律文化社社長・秋山泰氏のご協力を得ることができた。また、判例索引・割りつけ・校正などの細部にわたっては同社編集部に加藤彩代氏の御助力をいただいた。これらの方々に、心から謝意を表したい。

2010年3月

執筆者一同